

個別仕様書 目次

別紙 1	給食調理業務仕様書	P 1
別紙 2	浄化槽保守点検業務仕様書	P 2
別紙 3	消防用設備保守点検業務仕様書	P 3
別紙 4	廃棄物収集運搬処理業務仕様書	P 4
別紙 5	空調設備保守業務仕様書	P 5
別紙 6	機械警備業務仕様書	P 6

給食調理業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 268 番地
野田市心身障がい者福祉作業所

- 2 業務内容
 - ・ 給食調理、盛り付け、配膳、下膳、食器洗浄消毒
 - ・ 給食材料発注、検収、点検、保管、在庫管理
 - ・ 給食設備、器具、食器等の管理
 - ・ 食材、設備、器具、食器等の衛生管理

- 3 業務日 開所日
ただし、行事等により変更

- 4 予定食数 1日当たり利用者数

- 5 衛生管理
 - ・ 食中毒、異物混入などの事故を起こさぬよう食品衛生法及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理を徹底すること。
 - ・ 衛生管理責任者を置くこと。

浄化槽保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 268 番地
野田市心身障がい者福祉作業所

- 2 業務目的
 - ・ 浄化槽の保守点検を行う。

- 3 対象浄化槽
合併処理浄化槽 分離接触爆気方式 16 人槽
(5 m³/日 BOD20 mg/ℓ以下)

- 3 業務内容
 - ・ 保守点検 年 6 回 (隔月に実施)
 - ・ 水質検査 年 1 回
 - ・ 消毒薬充填
 - ・ 汚泥引き抜き調整 年 1 回

消防用設備保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 268 番地
野田市心身障がい者福祉作業所
- 2 業務内容 消防法及び消防法施行規則に基づく総合的な動作点検（総合点検）
及び機器の点検（機器点検）の実施
- 3 消防用設備、点検内容及び点検周期

消防用設備等の種類	点検内容	点検周期
消火器具	機器点検	6か月
自動火災報知設備	総合点検	1年
	機器点検	6か月
非常警報器具及び設備	総合点検	1年
誘導灯	機器点検	6か月
排煙設備	総合点検	1年
	機器点検	6か月

廃棄物収集運搬処理業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 268 番地
野田市心身障がい者福祉作業所

- 2 業務目的
 - ・ 廃棄物を収集運搬し、処理を行う。

- 3 業務内容
 - ・ 可燃ごみ収集
 - ・ 不燃ごみ収集
 - ・ 資源ごみ収集

空調設備保守業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 268 番地
野田市心身障がい者福祉作業所
- 2 業務内容
 - ・空調設備機器保守点検
 - ・故障時の即時対応
 - ・フィルター清掃
- 3 対象機器
 - ・ビル用マルチエアコン
 - ・全熱交換器
 - ・天井換気扇
 - ・ストレートファン
- 4 点検回数及び実施日
点検は冷房シーズン前及び暖房シーズン前の年2回とする。
- 5 フィルター清掃
年2回実施すること。(冷房シーズン前及び暖房シーズン前)
空調機器からフィルターを取り外し、高圧洗浄機等による水洗いを原則とし、
油汚れがある場合は中性洗剤等の使用を検討すること。
- 6 その他
 - ・点検後、結果の報告書を2部提出すること。

機械警備業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 268 番地
野田市心身障がい者福祉作業所
- 2 業務の目的 火災、盗難及び破壊行為の拡大を防止すること。
- 3 警備の仕様
 - (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
 - (2) 警備実施時間は、毎日、警報装置警戒開始の信号を受けた時から警報装置警戒解除の信号を受けた時までとする。
 - (3) 警報受信装置を常時監視するとともに、施設に異常事態が発生したことを確知したときは、速やかに異常状態を確認し、事態の拡大防止にあたること。
- 4 その他留意事項
 - (1) 事故発生の際は、速やかに野田市及び関係機関に報告すること。
 - (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
 - (3) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。
なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。